

## 能登半島地震により被災した世帯の学生に対する令和5年度後期(10月～3月)分授業料免除申請要項

能登半島地震(災害救助法適用地域に限る)の被災により以下の「1. 申請資格」に該当する場合は、能登半島地震により被災した世帯の学生に対する令和5年度後期分授業料免除(以下、「本制度」という)に申請することができます。申請する場合は本要項をよく読み、「3. 提出書類」に定める申請書類を期日までに吹田学生センターへ提出してください。申請書類に基づき本学で審査を行い、認められた方に対して支援を行います。

日本人等学部生で高等教育修学支援制度の家計急変採用に申請可能な方は、同制度にも申請ください。

[https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/kyufu/new\\_r2](https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/kyufu/new_r2)

### 1. 申請資格

学部学生及び大学院学生のうち、標記地震における災害救助法適用地域に居住している主たる学資負担者(注意点Ⅰ参照)の罹災により、経済的に修学の継続が困難となった者(注意点Ⅱ参照)のうち、下記のいずれかにより被災日(令和6年1月1日)以降に令和5年度後期分授業料の納付が必要となった者。

ただし、被災日以前より令和5年度分授業料(前期・後期)を滞納している者は除きます。

①令和6年1月31日付発表「令和5年度後期分授業料免除等(徴収猶予・月割分納含む)」の結果において授業料の納付が必要となった者。(2/3 免除、半額免除、1/3 免除、徴収猶予、月割分納、および不許可者。申請後に取下げまたは申請資格なしとなった者は除く。)

②令和6年1月1日以降に休学から復学し、授業料の納付が必要となった者。

### 重要【授業料の口座引き落としを設定している方へ】

①に該当される方で口座振替の設定をされている方は、以下いずれかの対応を行ってください。

①2月7日(木)までに「申請書」と「2～5いずれかの書類」を提出する。(「3. 提出書類」参照)

②振替口座の残高を減らし、授業料が引き落とされないようにしておく

※郵送による提出の場合は、2月7日(木)必着です。①が間に合わない方は②の対応を行ってください。

※本制度に申請しているにもかかわらず令和5年度後期分授業料を支払ってしまった方は、吹田学生センター授業料免除担当へご連絡ください。

### (注意点)

#### I. 主たる学資負担者について

・主たる学資負担者について、大阪大学授業料免除等制度申請者は、同制度申請時の申請者区分に基づき判断します。高等教育修学支援制度申請者は「一般」の申請者区分に基づき判断します。いずれの制度へも申請していない方は、原則、「一般」の申請者区分に基づき判断します。

申請者区分	主たる学資負担者
一般	①父及び母 または、 <u>父母が不在の場合に限り</u> 、 ②父母に代わり家計を支持する者
独立生計者(学部生は原則として選択不可) 私費外国人留学生	申請者本人、及び申請者の配偶者

#### II. 支援対象者の目安は以下のとおりです

○地震により主たる学資負担者の死亡又は、行方不明

○地震により主たる学資負担者の居住家屋の損壊(半壊相当以上)

※独立生計者・私費外国人留学生の家屋の被災については、持ち家の場合のみ対象となります。

### 2. 支援内容

申請書の内容に基づき判定を行い、認められた方に対し、令和5年度後期(10月～3月)分授業料を免除します。

### 3. 提出書類

No.	必要書類	対象
1	能登半島地震により被災した世帯の学生に対する授業料免除申請書	申請者全員
2	罹災証明書(写) ※独立生計者・私費外国人留学生は、持ち家であることがわかる書類を添付。	該当する方
3	学資負担者が地震により死亡もしくは、行方不明となったことがわかる書類	
4	その他、地震による被害の状況がわかる書類	
5	事情書	2～4の書類の中に 後日提出の書類がある方

※後日上記以外の追加書類を求める場合があります。その際は大学の指示に従い追加書類を提出してください。

#### 4. 申請手続き

##### 申請期間

令和6年2月20日(火)16時30分まで(郵送の場合、当日必着)

※期限までに「能登半島地震で被災した世帯の学生に対する授業料免除等申請書」以外の提出書類を用意できない場合、事由書を申請書と併せて提出してください。申請書は期限までの提出が必須です。

##### 提出方法

申請書類を次のいずれかの方法で吹田学生センターに提出してください。

A: 郵送(レターパック、簡易書留など記録の残る方法)

〒565-0871

大阪府吹田市山田丘1-1

大阪大学吹田学生センター授業料免除担当 宛

B: 各キャンパス学生センター前「学内提出 BOX」への投函

##### 【学内提出 BOX 設置場所】

・吹田学生センター: IC ホール1階

・豊中学生センター: 学生交流棟2階

・箕面学生センター: 外国学研究講義棟2階

※A, Bいずれの場合も角2封筒に必要事項を記入した送付票を貼り付け、提出書類一式を入れること。

※吹田学生センターで書類提出を確認後、KOAN掲示(個別連絡)にて受領を通知します。受領通知までには最大3営業日ほどかかる場合があります。受領通知がない場合は、吹田学生センター授業料免除担当へ連絡をしてください。

#### 5. 判定結果発表

KOAN掲示(個別連絡)にて判定結果を通知いたします。

※2月末に結果を発表する予定です。2月末に審査が間に合わなかった方については、以降の毎月末の結果発表を予定しております。ただし、状況により、上記によらない場合もあります。

※判定の結果支払いが必要となった場合、発表日の翌月下旬が支払い期限となります。具体的な支払期限は、結果発表後に発送される振込依頼書を確認してください。

例: 2月末結果発表 ⇒ 3月下旬支払い

3月末結果発表 ⇒ 4月下旬支払い

#### 6. 留意事項

・既に令和5年度後期分授業料の全額免除の支援を受けている方は対象となりません。

・判定結果が発表されるまでの間、令和5年度後期分授業料の納付が猶予されます。

ただし、明らかに支援対象者でないと判断される場合は、この限りではありません。

判定結果が不許可であった場合に、所定の期日までに納入が完了しなければ、令和6年3月31日に遡って除籍となります。

・本制度に申請する方で令和6年度も本学に在籍する方は、令和6年度前期分大阪大学授業料免除等制度もしくは高等教育修学支援制度授業料減免へ申請を行ってください。

申請期間等の詳しい内容は2月末に本学ウェブサイトに掲載予定の申請要項(申請案内)を参照ください。

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission>

・個人情報の取り扱いについて

出願にあたって提出された個人情報及び大学が取得した個人情報は、「本要項が定める授業料免除の審査業務」を行うために利用します。また、得られた個人情報及び授業料免除の選考結果は、本学が行う「学生の経済的支援に関する業務」において利用することがあります。なお「学生支援の改善」「大学の管理運営(各種統計調査・分析、事業企画等)」を目的として利用する場合は個人が特定できないよう処理します。

#### 7. 本件問合せ先

吹田学生センター授業料免除担当

TEL: 06-6879-7088, 7161

E-mail: gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp